

船舶の不法係留禁止！



船舶を無許可で係留していませんか？

☞ 放置艇が原因で、次のような問題が発生しています。

- 災害時の障害となり、被害が増加
- 沈廃船化し、港湾施設の適正利用を阻害
- 廃棄物が放置され、水質環境が悪化

！ 船舶を係留する場合、港湾管理者へ許可申請が必要です！

無許可で係留を続けた場合、船舶所有者に対して、
港湾法に基づき、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の
罰金が処される可能性があります。

港湾を所管する県建設部・土木事務所へお問い合わせください。

県管理港湾名	所管する県建設部・土木事務所	電話番号
三島川之江港・寒川港	四国中央土木事務所 用地管理課	0896-24-4455
東予港	東予地方局建設部 管理課	0897-56-1305
波止浜港・宮浦港・吉海港・伯方港・ 波方港・菊間港・弓削港	今治土木事務所 管理課	0898-23-2500
松山港・中島港・北条港・伊予港・松前港	中予地方局建設部 管理課	(松山港外港地区以外) 089-941-1111 (松山港外港地区) 089-951-5190
長浜港	大洲土木事務所 事業管理課	0893-24-5121
川之石港・三崎港	八幡浜土木事務所 管理課	0894-22-1550
宇和島港・玉津港・岩松港	南予地方局建設部 管理課	0895-22-4832
御荘港	愛南土木事務所 用地管理課	0895-72-1145